

令和元年度 電波利用環境保護周知啓発ラジオ CM
ナレーション原稿募集要項
～ あなたのメッセージがラジオ CM に ～

1 趣旨・目的

電波は、警察、消防、救急などの重要な無線通信や放送をはじめ、スマートフォン、無線 LAN、Bluetooth などの身近な機器でも利用されており、私たちの日常生活に欠かすことのできないものとなっています。また、インターネット環境の整備・普及もあり、店舗に出かけなければ購入できなかった無線設備も、インターネットを利用すれば自宅にいながら購入できるようになりました。

しかしながら、インターネット上で販売されている無線設備には、外国規格のものや日本では許可されないものがあります。このような無線設備を日本国内で使うと、現在利用されている無線に妨害を与えるだけでなく、電波法違反に問われることがあります。

電波は、生活をより便利で質の高いものにしてくれますが、このためには電波利用のルールをきちんと守って利用することが必須です。また、インターネットで気軽に無線設備を入手できるようになった反面、知らないうちに外国規格や日本で許可されない無線設備を購入し、使ってしまうことで、重要な無線通信を妨害してしまうなどのトラブルを引き起こす原因にもなります。

このようなことを未然に防ぎ、よりよい電波利用環境を構築することを目的として、総務省ではポスター・リーフレットの配布や交通広告の実施などの電波利用環境保護に関する周知啓発を毎年行っています。

この一環として、今年度の東海総合通信局管内のラジオ CM で使用するナレーションを広く東海 4 県（岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）から募集するものです。

2 ナレーションのテーマ（ナレーションに求められる内容）

今年はラグビーワールドカップ 2019 日本大会が、来年には東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会がそれぞれ開催されます。

このような国際的かつ世界規模のイベントでは、大会の円滑で安全な運営や臨場感あふれる高精細な映像配信をはじめ、あらゆる場面で電波が利用されています。

しかしながら、安定して利用できる環境がなければ、このようなイベントの安全で円滑な実施に支障を来してしまいます。

このことから、次の内容をテーマとして、これらが簡潔明瞭に伝わるナレーション原稿を募集します。

【テーマ】

- ① 電波利用にはルールが存在すること
- ② ルールを守って電波を利用することが必須であること

3 ナレーション原稿の募集要件

上記2の内容で、次の要件を満たすナレーション原稿を募集します。

- ① 読み上げて20秒以内に収まる内容であること。文字数については、あまり早口とはならない程度の文字数であること（参考として、昨年度のナレーションを提示します）

【参考：昨年度のCMで使用したナレーション原稿】

みな でんば りょう とき ぞん
 皆さん、電波を利用する時のルール、ご存じですか？
 がいこくきかく むせんき つか しょうぼう きゅうきゅう じゅうよう
 たとえば、外国規格の無線機を使うだけで、消防や救急など、重要
 つうしん ぼうがい
 な通信を妨害することがあります。
 まも でんば
 「ルールを守ってつながる電波」
 そうむしょうとうかいそうごうつうしんきょく し
 総務省 東海 総合 通信局 からののお知らせでした。

- ② ナレーション原稿の最初か最後に、「東海総合通信局からののお知らせです（でした）」というように、東海総合通信局からのメッセージであることがわかるような表現を入れること
- ③ 今回のCMのために新たに作成されたものであること。また、盗作や過去に公表又は発表されたCM作品、キャッチコピー等に酷似した表現・内容としないこと
- ④ 公序良俗に反する表現や特定の個人や企業・団体等を誹謗中傷するような内容・表現は用いないこと
- ⑤ 漢字にはふりがなを振ること

4 応募資格

- ① 岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県内に在住の方であれば、どなたでも応募できます。
- ② プロ、アマは問いません。ただし、プロの方の応募作品が採用された場合でも、報酬等はお支払いいたしません。
- ③ 未成年者が応募する場合には、保護者の同意を得て応募したものと見なします。

5 募集期間

令和元年6月24日（月）から同年9月6日（金）まで（締切当日必着）

6 応募方法

応募は、以下のいずれかをお願いします。なお、応募に係る費用については、応募者負担となります。

(1) 電子メールによる場合

ア メールの件名を「【応募】R1 ラジオ CM」としてください。

イ メール本文又は添付ファイルに必要事項を記載し提出してください。様式のファイルが必要な場合は送付しますので、ウのメールアドレスあてにご連絡ください。

ウ メールの送付先

tokai-riyoukankyou@soumu.go.jp

(2) 郵送による場合

別紙の応募用紙に必要事項を記載し、次の宛先に郵送してください。

〒461-8795 名古屋市東区白壁 1-15-1

東海総合通信局 電波監理部 電波利用環境課

第二電波環境担当 あて

(3) FAX による場合

別紙の応募用紙に必要事項を記載し、次の宛先に FAX してください。

東海総合通信局 電波監理部 電波利用環境課

第二電波環境担当 あて

FAX : 052-971-9396

7 応募作品の選定

応募作品は、東海総合通信局において審査会を開催し、採用する作品の選定を行います。

【審査の主な観点】

- ・20秒という限られた時間の中で、電波の利用にはルールが存在することやルールを守って利用することが必要であることが明確に伝わるものであること
- ・内容にインパクトがあり、聞いた人の印象に残るものであること
- ・総務省東海総合通信局が行う広報内容としてふさわしいものであること

8 賞（予定）

審査の結果、優秀な作品には次の賞を授与します。また、受賞者の方には個別にご連絡するとともに、審査結果決定後に報道発表を行う予定です。

ただし、審査の結果によっては「該当作品なし」となる場合や、受賞後に盗作等の事実が判明した場合には賞を取り消すなどの対応をいたしますので、ご了承ください。

- ・最優秀賞：1作品
- ・優秀賞：数作品

9 応募作品等の取り扱い

- (1) 作成した作品を含む全ての権利は、東海総合通信局に帰属するものとします。また、ラジオ CM で使用する素材については、収録した時点で著作物に関し一切の著作権人格権の行使はしないことに同意したものとします。
- (2) ラジオ CM は、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県内の FM 及び AM 放送局で放送する予定です。放送される局については、今後必要な手続きを行い決定します。
- (3) 応募された受賞作品を実際の CM にする場合、当局において文言の変更等を行うことがあります。この場合は、変更について事前に応募者と調整を行った上で CM に使用しますが、調整が見つからない場合は使用を断念する場合があります。
- (4) 収録された CM は、今後、他の用途においても使用する場合があります。

10 その他

応募に関し取得した個人情報につきましては、東海総合通信局からの連絡のみに使用し、ラジオ CM 収録後は破棄します。

令和元年度 電波適正利用周知啓発ラジオ CM ナレーション原稿 応募用紙

〒461-8795 名古屋市東区白壁 1-15-1 東海総合通信局電波監理部電波利用環境課第二電波環境担当あて TEL: 052-971-9107 FAX: 052-971-9396	
氏名 (ふりがな)	
住所	
電話番号/ メールアドレス	電話： メールアドレス：
ナレーション 原稿	

※複数作品応募する場合は、作品ごとに1枚使用してください。